

平成24年10月 3日

鳥羽市長 木田 久主一 様

菅島採石場検討協議会  
会 長 大野 研

### 菅島採石場の緑化復元及び採石場跡地の活用について（提言）

平成24年2月、菅島採石場における緑化復元及び跡地の活用に関する方向性を検討するため「菅島採石場検討協議会」を設置して以来、鋭意検討を行ってきました。

この協議会は、菅島採石場における、緑化復元及び採石場跡地の活用に関する方向性を検討し、市長に提言することを目的に設置されました。委員は学識経験者2名、自然公園法、採石法、森林法の関係機関、鳥羽商工会議所、鳥羽市観光協会、鳥羽磯部漁業協同組合、鳥羽市自治会連合会、菅島町内会などの機関の各代表者及び一般公募による市民2名の計13名で構成し、事業者として鶴田石材株式会社（以下採石事業者）の関係者も参加しました。

本協議会は6回開催され、緑化復元及び跡地の活用等について検討を行ったところ、各委員から多くの意見が出されました。

その結果について、同検討協議会において提言を取りまとめたので報告します。

#### 1. 緑化復元

##### （1）緑化復元状況の判断・評価について

現在菅島採石場の緑化復元について、緑化の良否の判断基準が曖昧なため評価が難しくなっている。今後は、市の責任による客観的なデータの採取と専門家による判断基準の明確化が重要である。市はこの客観的なデータと判断基準に基づき計画的に緑化できるよう採石事業者に指導助言する必要がある。

## (2) 緑化の工法と今後の進め方について

現在の緑化工法では、水分の確保が難しいなど自然環境が厳しいため、樹木の定着率が低く成長も遅いことから新たに緑化工法を検討する必要がある。カンラン岩は土壌化しにくいので、植物の生育を期待するためには、客土した土壌の流出を防ぐことが重要である。したがって客土＋吹きつけ工法を基本として、その他の例えば10m四方の群落を飛び飛びに作り、空いた場所は待ち受け状態にし、群落の成長を待ち自然に緑化復元を図る方法など植物生態系の遷移を早める手段を試みるべきと思われる。また、緑化専門会社に工法と達成の程度を提案させてから契約を結ぶ方法も考えられる。いずれにしても緑化業者の選択に市は積極的に関与すべきである。

## 2. 採石場跡地の活用について

跡地利用については採石事業が継続され、また、跡地の形態も定かでない中での議論は難しい。しかし、多くの鳥羽市民にこの問題が知られていないことから市民が参加できる（仮称）跡地利用勉強会の設置が必要である。同時に（仮称）跡地利用検討会を設置し、具体的な跡地利用を検討すべきである。

なお、跡地利用については、大山、東山地区の一体的利用とともに、現在の採石最終基準高、大山地区でG L 20m、東山地区でG L 10m を、津波想定高を考慮に入れた上で再検討する必要がある。

## 3. 所有権及び入会権について

菅島町字村山 429-67 については、菅島町内会も町村合併時に鳥羽市の所有を認めているが、429-1 については菅島町内会としては合意の下でなされた名義変更ではなく、共有的入会権に基づく菅島町の財産（所有権）であると主張している。今後この問題については、過去の報告書を尊重し鳥羽市と菅島町内会で速やかに話し合いの下で合意形成を図ることが望まれる。

## 4. 協定書及び土石売買契約書について

平成15年1月8日に鳥羽市、菅島町内会、採石事業者の3者で締結した緑化のための協定書には、緑化工を平成26年3月31日までに終了とある。現在採石事業は大山地区では3年程度遅れ、東山地区につい

ては採石を行っていない状態となっている。また、鳥羽市と採石事業者が締結した土石売買契約書には、第1条の売買物件に土石の採取量が、第4条には契約期間が明示されている。そこで、委員の間で期間を優先するのか採取量を優先するのか意見が分かれた。

しかし、この採石事業の実施にあたっては、菅島の植物生態系を考慮し回復させることとされており、森林法に基づき採石事業者が提出した事業計画においても緑化終了後撤退とあり、採石事業者に許可された林地開発の立場から見ても、緑化工を完成させるための延期はやむをえない。

ただし、その事業期間については鳥羽市、菅島町内会、採石事業者の3者で協議すること。

自然公園法、森林法、採石法によれば緑化の責任は第一義に採石事業者にあると思われるが、市としても緑化を担保することについてもう一度精査していただきたい。

なお、採石事業については、地場産業として地域の雇用や、地域関連事業所との取引などの経済的理由、また、採石に関わる文化や伝統の伝承のため継続を希望する意見もあった。

## 5. 関係機関の役割の明確化

緑化の工法と今後の進め方において、緑化業者の選定に市が関わるように提案しているが、緑化に関して各関係機関の役割が不明確である。どの部分についてどの関係機関が責任を持つのかという役割の明確化を市から提案していただきたい。

## 6. 景観計画の作成

鳥羽市は、昭和52年11月に国際観光文化都市に指定されており、景観も重要な資産である。景観計画を作成すれば、市全体での景観形成の向上を図ることができる。国際観光文化都市として早急に景観計画の策定を要望する。

## 7. 地元町内会の意見

菅島町内会は、平成23年8月の臨時総会において429-1及び429-67の大山、東山地区の一体活用による跡地利用を想定した採石を行うことを決議しており、本決議を重視してほしいとの要望がある。